

4 避難の実施体制

(1) 基本的な考え方

- ・ 主な防護措置として、避難、一時移転、屋内退避が重要となる。
- ・ 避難先、一時移転先は、避難準備区域（UPZ）外とする。
- ・ 即時避難区域（PAZ）と避難準備区域（UPZ）については、それぞれの避難の基本的な考え方に基づいて避難先候補地を選定

(2) 即時避難区域（PAZ）の防護措置

即時避難区域（PAZ）においては、原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するために、放射性物質が環境へ放出される前の段階から、事態が以下に示す区分のどれに該当するかを国が判断した後で、該当する区分に応じて避難等の予防的な防護措置を準備し、実施する。

① 事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (EAL1)	要配慮者等は、避難準備を実施
施設敷地緊急事態 (EAL2)	要配慮者等は、避難を実施
	全住民は、避難準備を実施
全面緊急事態 (EAL3)	全住民は、避難を実施

② 即時避難困難時の対応

即時に避難が困難な住民等は、適切な避難手段が確保されるまで放射線防護機能を有する施設に屋内退避する。

③ 避難手段

自家用車を始め、バス、鉄道、船舶等あらゆる手段を用いる。

④避難先候補地の選定

- ・避難先は、地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向等に応じて選択。
- ・柏崎市（即時避難区域（P A Z）内）、刈羽村の避難先は、基本的に県内の避難先としつつ、避難準備区域（U P Z）の外側で避難先を確保。
- ・避難準備区域（U P Z）の避難先よりも遠い地域に確保
※先行避難する即時避難区域（P A Z）の車両により生じる渋滞（高速道から降りる I C 等）が、その後避難準備区域（U P Z）が避難を要する場合に、後行の避難に影響を与えないようにするため。
- ・避難準備区域（U P Z）において避難が必要となる場合を想定しながら、まずは県内での避難先を選択するものの、避難準備区域（U P Z）の避難指示地域が広域に及ぶ場合には、近隣県への避難も選択肢として調整。

《 方面別避難先候補市町村一覧 》

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市

《 以下の表についての留意事項 》

- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。
- 広域避難マッチング調整状況の一覧は別紙2を参照。

【即時避難区域（PAZ）の避難先候補市町村】

(H30.3現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市 (PAZ内)	高速道路、国道116、 国道352、国道402、 国道7	新潟・村上 方面	村上市
	国道8、高速道路、 国道252、国道291、 国道253、国道17	魚沼・湯沢 方面	湯沢町
	高速道路、国道352～ 国道8～国道18	糸魚川・妙高 方面	妙高市
			糸魚川市
	近隣県(要調整)※		
刈羽村	高速道路、国道352 国道116、国道402、 国道7	新潟・村上 方面	村上市
	高速道路 国道116～国道8	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
		近隣県(要調整)※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

(3) 避難準備区域（UPZ）の防護措置

避難準備区域（UPZ）においては、事態区分「全面緊急事態」で予防的な防護措置（屋内退避）を原則実施する。また、放射性物質の緊急時の環境放射線モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準と照らし合わせた上で、必要な防護措置（屋内退避、一時移転又は避難）を実施する。

① 事態区分及び予防的防護措置の内容

緊急事態区分	防護措置内容
警戒事態 (EAL1)	防護措置の準備・情報収集
施設敷地緊急事態 (EAL2)	屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	屋内退避の実施

② 原子力災害対策指針における基準及び防護措置の内容

運用上の介入レベル 原子力災害対策指針の値	防護措置内容
OIL1 ($500 \mu\text{Sv/h}$)	数時間以内を目途に区域を特定し、避難等を実施。 (移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
OIL4 (β 線:40,000cpm) 〔 β 線:13,000cpm 【1ヶ月後の数値】〕	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
OIL2 ($20 \mu\text{Sv/h}$)	1日以内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

※ 原子力災害対策指針の値については、国においてIAEAが公表する導出過程等に基づき今後も検討するとされている。

③避難指示が発出される地域及び避難者人口

●避難指示地域について

- 避難準備区域（UPZ）においては、国が緊急時モニタリングの結果等を基に避難が必要な区域を特定するとされている。
- 当該区域は、地域コミュニティの維持を考慮して市町村が特定する「防護措置の実施単位となる地域」を基に国が判断することとされている。

●避難者人口について

- 避難準備区域（UPZ）においては、まずは屋内退避が実施され、避難が必要な場合であっても、災害の状況や規模によって避難指示が出される区域は様々であるため、その際の避難者人口も変動することに留意する必要がある。

④避難先候補地の選定

- ・避難先については、基本的に地域防災計画上複数設定するとされており、災害の種類や状況、規模及び風向きや避難方面の環境放射線モニタリング結果等に応じて柔軟に選択ができるようにする。
- ・福島第一原発事故では、放射線量の上昇が放射性物質の拡散方向に集中したことを踏まえ、拡散方向と異なる方向や柏崎刈羽原子力発電所から遠ざかる方向への避難を考慮する。
- ・あわせて災害状況等の変化に伴う避難区域及び避難者人口の変動を始め、避難ルートや避難先を変更する可能性等を総合的に勘案することで、予め複数の避難方面と受入市町村を最大限確保し、それを避難先候補地とする。
- ・災害の状況等によっては、避難者を県内の避難施設で全て受け入れることも十分に想定できるため、避難に伴う避難者の負担軽減等の観点から、まずは、県内の避難施設を優先して活用する。
- ・避難先候補地は、即時避難区域（PAZ）の避難先よりも近くに確保するが、県内で避難先が不足する場合に備え県外避難先も検討する。
- ・避難先における避難施設は、事態の変化や要配慮者に対し迅速な対応が取れるよう、公共施設にとどまらず民間施設も調整する。
- ・避難準備区域（UPZ）を含む市町村であっても、避難準備区域（UPZ）外の地域を含む場合は、当該地域も避難先として検討。

《 方面別避難先候補市町村一覧 》

避難先（受入）方面	避難先（受入）候補市町村
新潟・村上方面	新潟市、三条市、新発田市、加茂市、村上市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、弥彦村、田上町、阿賀町、関川村、燕市（UPZを除く）
魚沼・湯沢方面	魚沼市、南魚沼市、湯沢町、津南町、長岡市（UPZを除く）、十日町市（UPZを除く）
糸魚川・妙高方面	糸魚川市、妙高市、上越市（UPZを除く）

《以下の表についての留意事項》

- 実際に避難が必要な場合は、市町村単位で避難するわけではないが、以下の表は、確認しやすいように市町村毎に避難先候補をまとめている。
- 避難先については、災害の態様によっては県内だけでは避難施設の十分な確保が困難な場合に備えて、今後、近隣県への避難について調整。
- 避難経路については、迂回ルートも含めて今後も検討を行う。
- 広域避難マッチング調整状況の一覧は別紙2を参照。

【柏崎市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30.3現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先（受入）候補市町村	
		方面	市町村名
柏崎市 (PAZを除く)	国道116、高速道路 国道352、国道402、 国道7	新潟・村上 方面	村上市
			南魚沼市
	国道8、高速道路、 国道252、国道291、 国道253、国道17	魚沼・湯沢 方面	湯沢町
			魚沼市
			津南町
	高速道路、国道352～ 国道8～国道18、 国道353、国道253	糸魚川・妙高 方面	上越市（UPZを除く）
			糸魚川市
妙高市			
		近隣県（要調整）※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【長岡市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30. 3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
長岡市 (UPZ内)	高速道路、 国道 17～国道 8、 国道 116 国道 352～国道 403 国道 402	新潟・村上 方面	新潟市
			三条市
			五泉市
			阿賀野市
			加茂市
			燕市 (UPZを除く)
			田上町
			阿賀町
			弥彦村
			新発田市
	国道 351～国道 352、 国道 291、高速道路、 国道 17	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
南魚沼市			
湯沢町			
津南町			
国道 351、国道 290	長岡市 (UPZを除く) ※		
	近隣県 (要調整) ※		

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【出雲崎町の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30. 3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
出雲崎町	国道 402、国道 116、 国道 352～高速道路、 国道 7	新潟・村上 方面	関川村
	国道 352～国道 8～ 国道 17、高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
		近隣県 (要調整) ※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【燕市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30. 3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
燕市 (UPZ内)	県道 549～県道 2	燕市 (UPZを除く) ※	
	国道 116、県道 68～ 県道 29	新潟・村上 方面	弥彦村
	国道 289 県道 68～ 高速道路	魚沼・湯沢 方面	南魚沼市
		近隣県 (要調整) ※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【見附市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30. 3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
見附市	高速道路、国道 8、 国道 403、国道 290、 国道 7	新潟・村上 方面	新発田市
			村上市
			胎内市
			聖籠町
	国道 290～国道 252、 国道 8～国道 17～ 国道 117～国道 405	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
国道 8～国道 17 ～国道 117	魚沼・湯沢 方面	津南町	
	近隣県 (要調整) ※		

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【小千谷市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30. 3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
小千谷市	高速道路、国道 17 国道 117、県道 49	魚沼・湯沢 方面	十日町市 (UPZを除く)
			南魚沼市
			津南町
			魚沼市
			湯沢町
	高速道路、 国道 17～国道 8 国道 351	新潟・村上 方面	五泉市
阿賀野市			
		近隣県(要調整)※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、今後、近隣県との調整を進める。

【十日町市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30. 3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
十日町市 (UPZ内)	国道 117、国道 252、 国道 403	十日町市内 (UPZを除く)※	
	国道 353、国道 253、 国道 17、国道 117	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
			津南町
	国道 253、国道 403	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
		近隣県(要調整)※	

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

【上越市の避難先候補市町村】 ※太枠は基本となる避難先

(H30. 3 現在)

避難市町村	→ (主な利用道路)	避難先(受入)候補市町村	
		方面	市町村名
上越市 (UPZ内)	国道 8、国道 253、 県道 30	上越市 (UPZを除く) ※	
	高速道路、国道 8、 国道 18	糸魚川・妙高 方面	糸魚川市
			妙高市
	国道 253～国道 17 国道 405	魚沼・湯沢 方面	魚沼市
			南魚沼市
			湯沢町
津南町			
	近隣県 (要調整) ※		

※ 災害の態様により、より多くの避難先を確保する必要がある場合等に備えて、市内施設を候補とするとともに、今後、近隣県との調整を進める。

(4) 避難手段、避難ルート等

①避難手段の確保

- ・自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるために家族又は近所の住民との乗り合わせにより避難する。
- ・国や関係機関の協力を得て、自家用車以外の手段(バス、鉄道、船舶等)も積極的に活用する。
- ・バスによる避難については、関係市町村が所有するバスだけでは不足する場合、県が民間バス事業者に依頼し、集合場所、学校等必要な箇所へ確実にバスを手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。(別紙3「民間が所有するバスについて」)
- ・バス等による避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、陸上自衛隊や海上保安庁等へ車両、船舶、ヘリコプター等の派遣要請を行うものとする。

②避難ルートの設定

- ・避難先候補市町村を踏まえ、あらかじめ主な避難ルートを設定する
- ・避難ルートは、道路管理者等の関係機関と連携して設定する。

③被災道路の応急対策（道路啓開）

- ・複合災害により避難道路が被災した場合の対応は、地域防災計画（震災対策編）第3章第42節「道路・橋梁・トンネル等の応急対策」に基づき、道路管理者等と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等が状況に応じて協力して対応する。
- ・道路啓開に従事する道路管理者、民間事業者等の関係者は、安全確保のため、全面緊急事態（EAL3）以降は即時避難区域（PAZ）外への避難又は避難準備区域（UPZ）内の屋内退避とする。

④交通誘導体制の整備

対象地域の住民等が迅速かつ円滑に対象地域外に避難できるよう、県警察は避難経路の要所で交通誘導を行うとともに、原子力災害に伴う被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、必要な交通規制を実施する。

(ア) 全面緊急事態（15条事象）が発令され、即時避難区域（PAZ）の避難の場合

原子力災害が発生し、即時避難区域（PAZ）（5km）圏内の即時避難の指示が出された場合は即時避難区域（PAZ）圏外周の高速道路IC、国道交差点に交通検問所を設置し、一般車両の即時避難区域（PAZ）圏内への流入を禁止する。

また、必要に応じ10km圏、20km圏、30km圏外周に交通検問所を設置して即時避難区域（PAZ）圏内への流入抑制等の交通規制を実施する。

(イ) 原子力災害の被害が拡大し、避難準備区域（UPZ）一時移転又は避難となった場合

原子力災害の被害が拡大し、避難準備区域（UPZ）（30km）圏内の一時移転又は避難の指示が出された場合は避難準備区域（UPZ）圏外周に交通検問所を設置し、一般車両の避難準備区域（UPZ）圏内への流入を禁止する。

⑤原子力災害対策重点区域外からの就労者、就学者、外国人、一時滞在者（観光客等）への対応

原子力災害対策重点区域外から同区域内に通勤、通学している就労者、就学者や、同区域内に居住、滞在する外国人、観光客等も円滑・迅速な避難が実施できる体制を整備。

⑥警戒区域への立入制限措置

警戒区域が設定された場合に、当該警戒区域への立入を制限するに当たっては、避難のための交通誘導と併せて措置を講ずる。

(5) 避難住民への支援体制

①避難経由所の開設

受入市町村は、選定された避難経由所を開設する。

・避難経由所とは

広域避難者を適切な避難所に誘導するために避難所の前に向かう目的地であって、避難者への情報提供等の機能を有する施設のことをいう。

<避難経由所の役割>

- ・避難先での目印
- ・各避難所への振り分け、誘導
- ・(避難所振り分けのための) 避難者情報の収集
- ・避難所への輸送(ただし、移動手段がない者に限る)
- ・避難者のスクリーニング検査済証、車両検査済証のチェック

②避難所及び救護所等の開設・運営等

受入市町村は、選定された避難所を開設する。避難元市町村及び受入市町村は、避難元の町内会、自主防災組織等の協力を得て、避難所の運営を行う。

県は、飲料水、飲食物及び生活必需品について、備蓄品の供給や事業者等への物資の調達要請を行う。

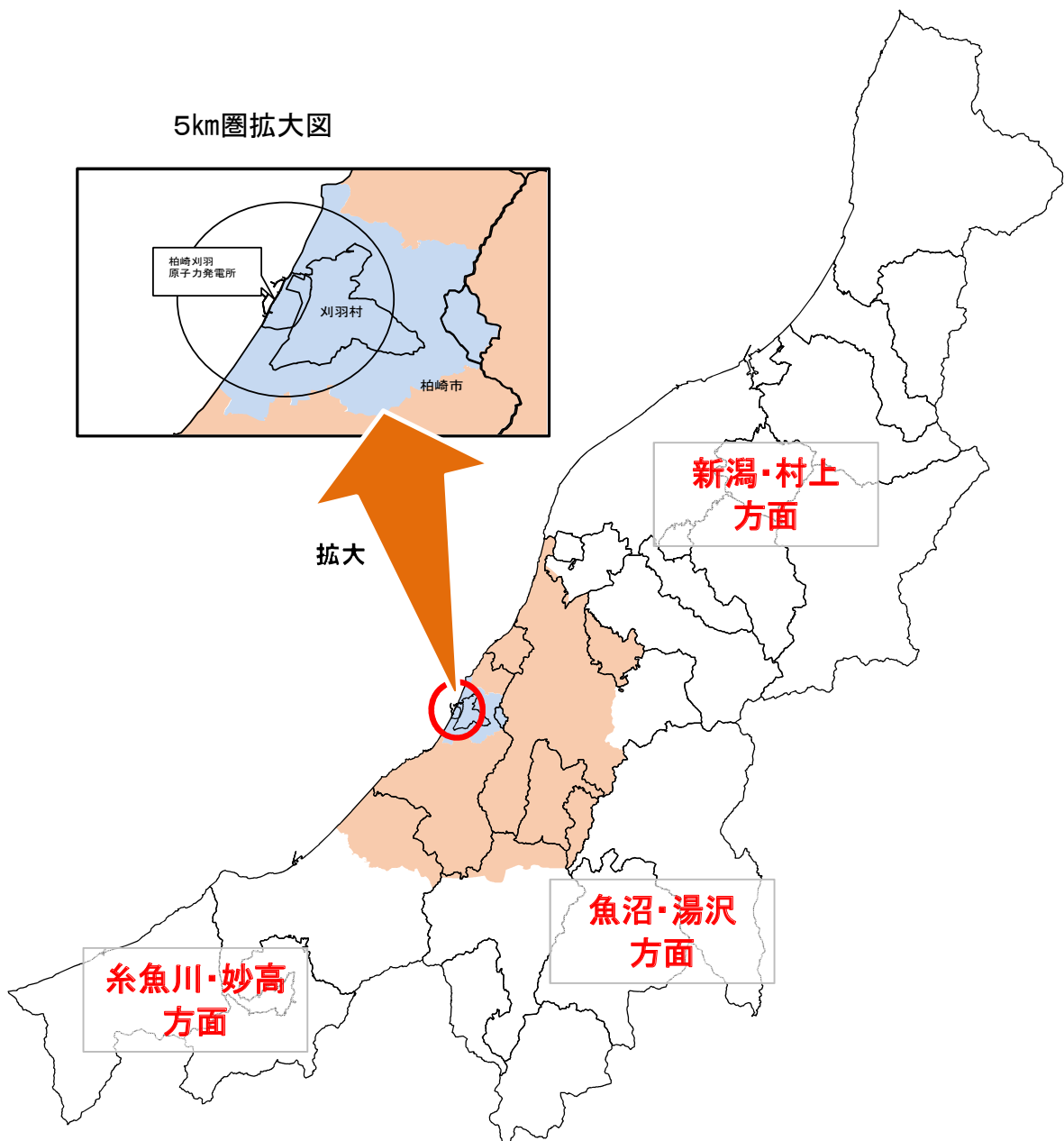
県は、避難所等に救護所を開設する。

③避難住民の情報共有

市町村は、避難経由所及び避難所の管理者を通じて県と協力し、避難者の動向を把握する。

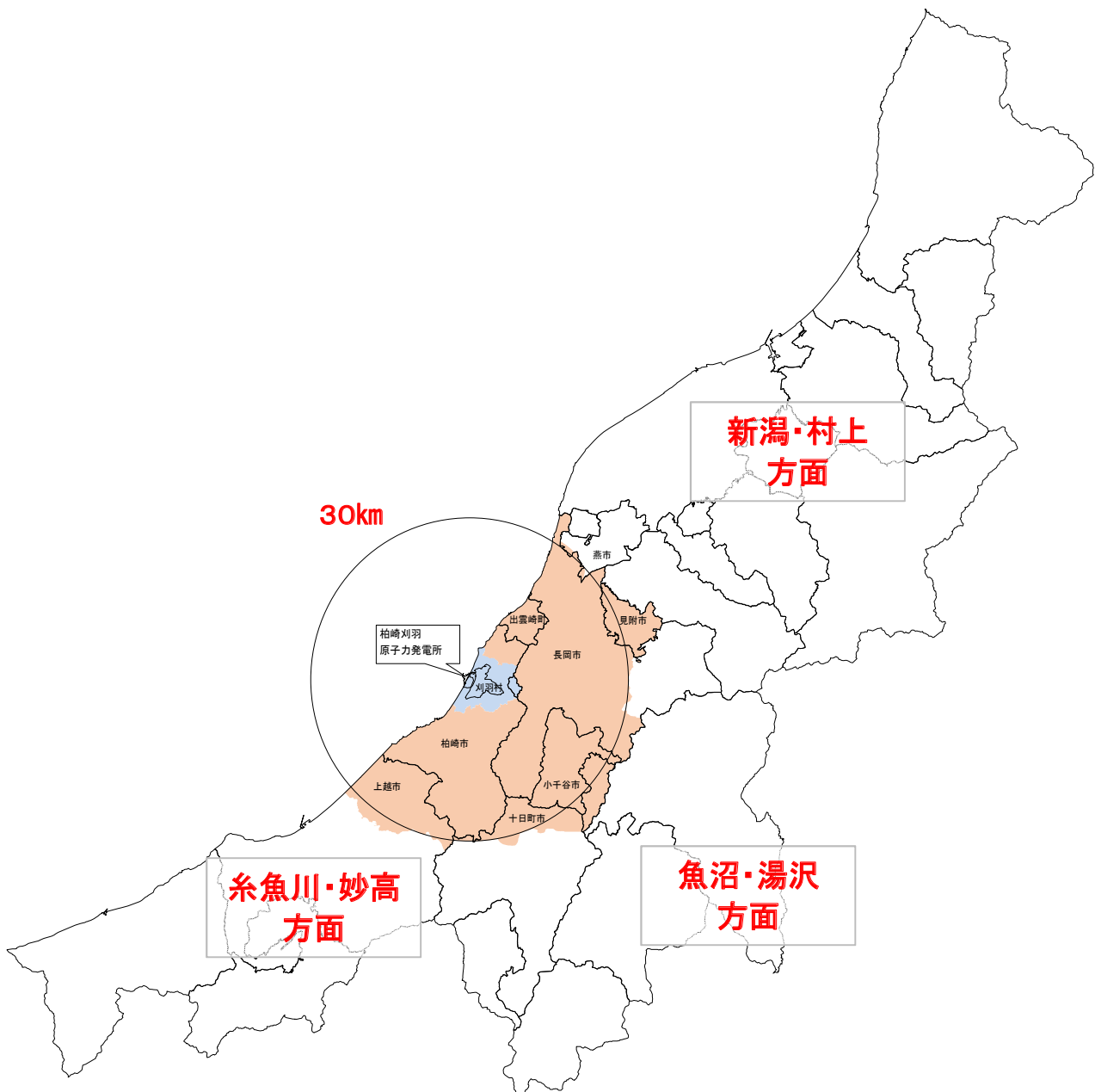
全面緊急事態における
即時避難区域(PAZ)の避難

即時避難区域(PAZ)の目安となる5km圏
及び避難先方面

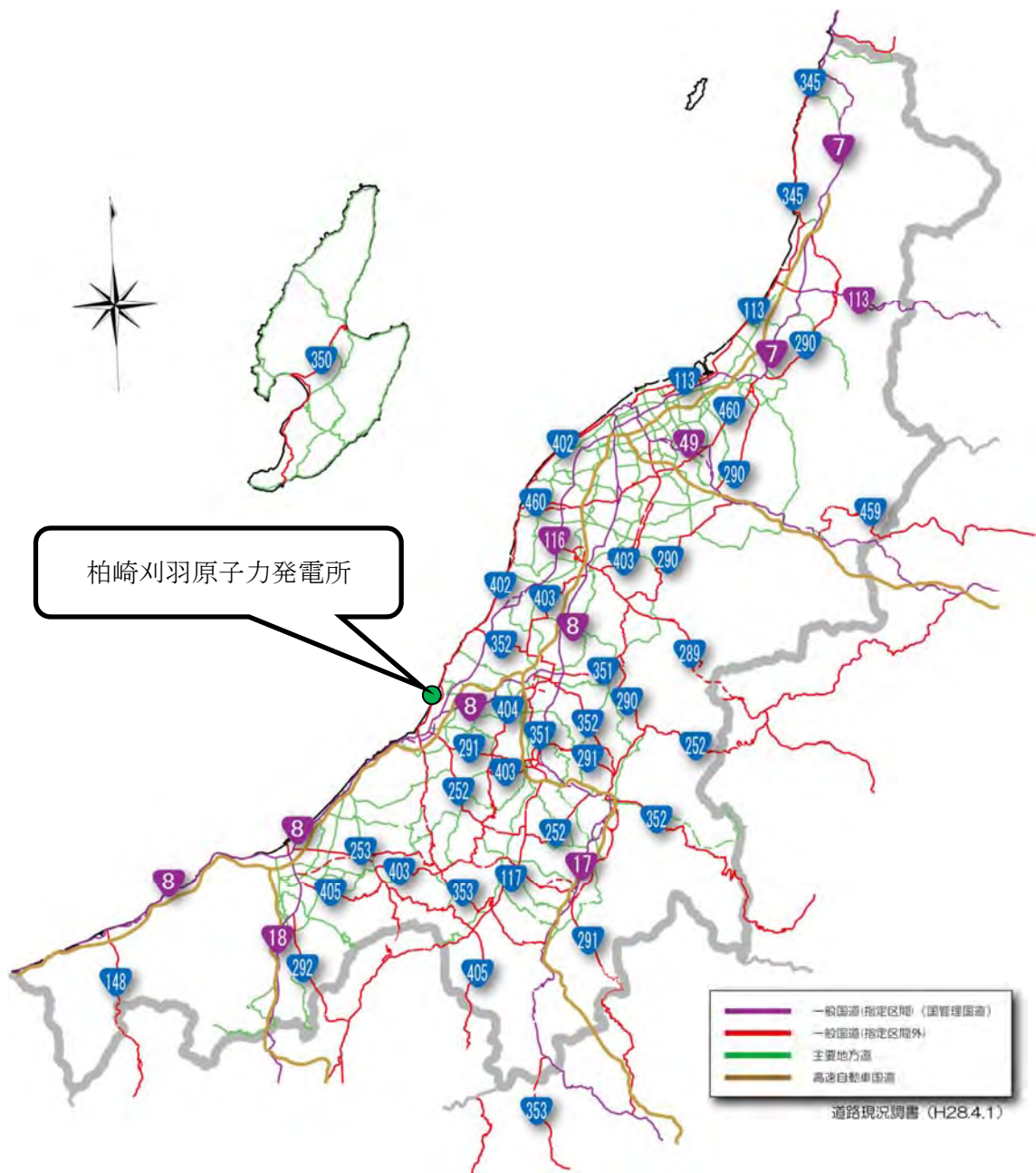


放射性物質の測定結果を基に必要に応じて特定の地域が避難する
避難準備区域(UPZ)の避難

避難準備区域(UPZ)の目安となる30km圏
及び避難先方面



《参考》新潟県の主な道路網

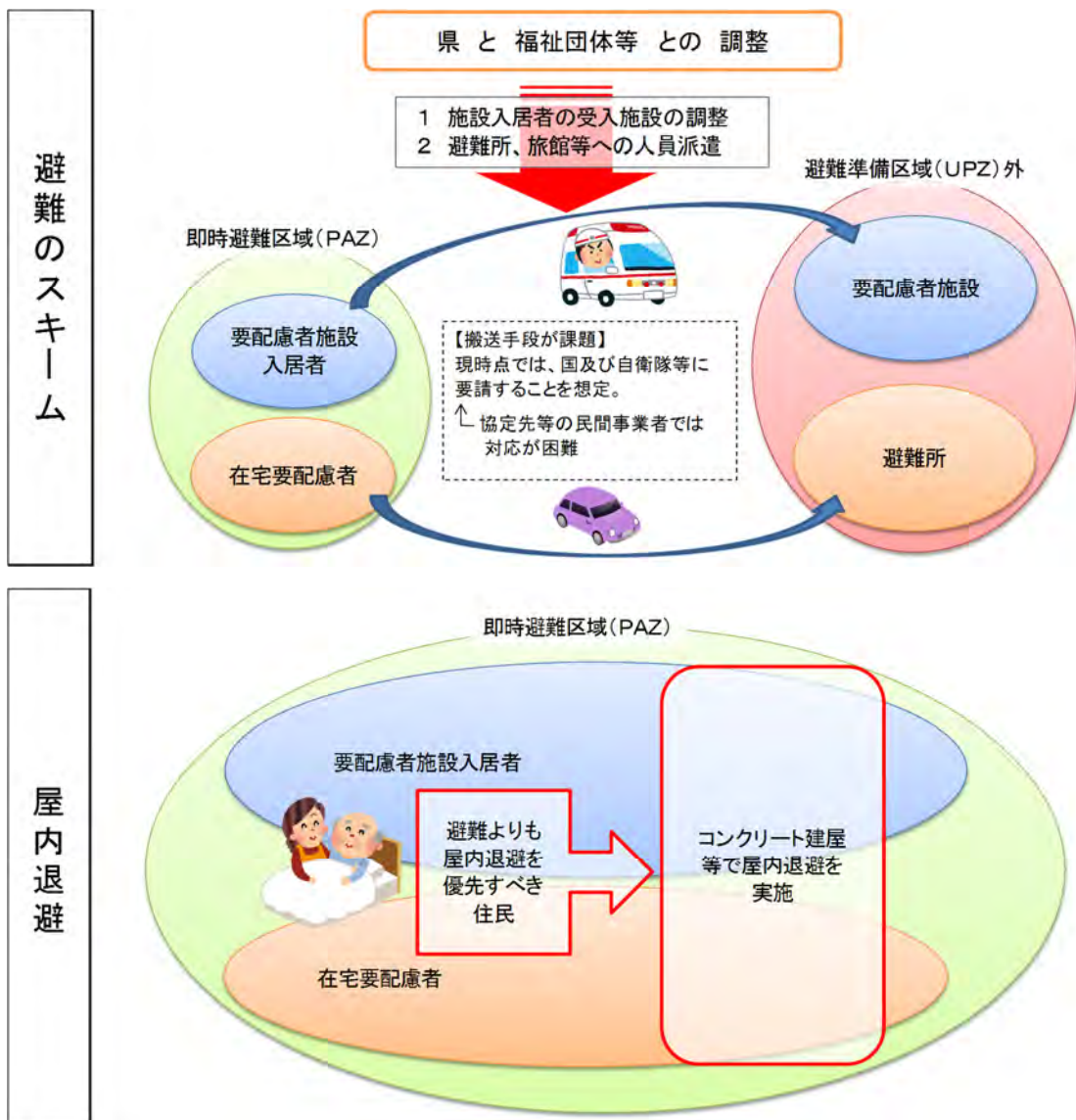


※ 「新潟県の道路 2017 -NIIGATA ROAD NAVIGATION- (新潟県土木部道路建設課)」
をもとに作成

5 要配慮者避難

- (1) 医療機関及び福祉施設入所者・在宅要配慮者の避難のスキーム
- ・ 県は、医療機関及び福祉施設の入所者の避難が必要になった場合は、各施設（別紙4）の団体・協会及び市町村と協力して、要配慮者の避難先等を調整する。
 - ・ 即時避難することが困難な場合は、放射線防護機能を有するコンクリート建屋等の施設に屋内退避する。（別紙5「放射線防護対策実施施設 一覧」）
 - ・ 在宅要配慮者の避難は、各市町村が策定する要配慮者避難支援計画に基づき実施。

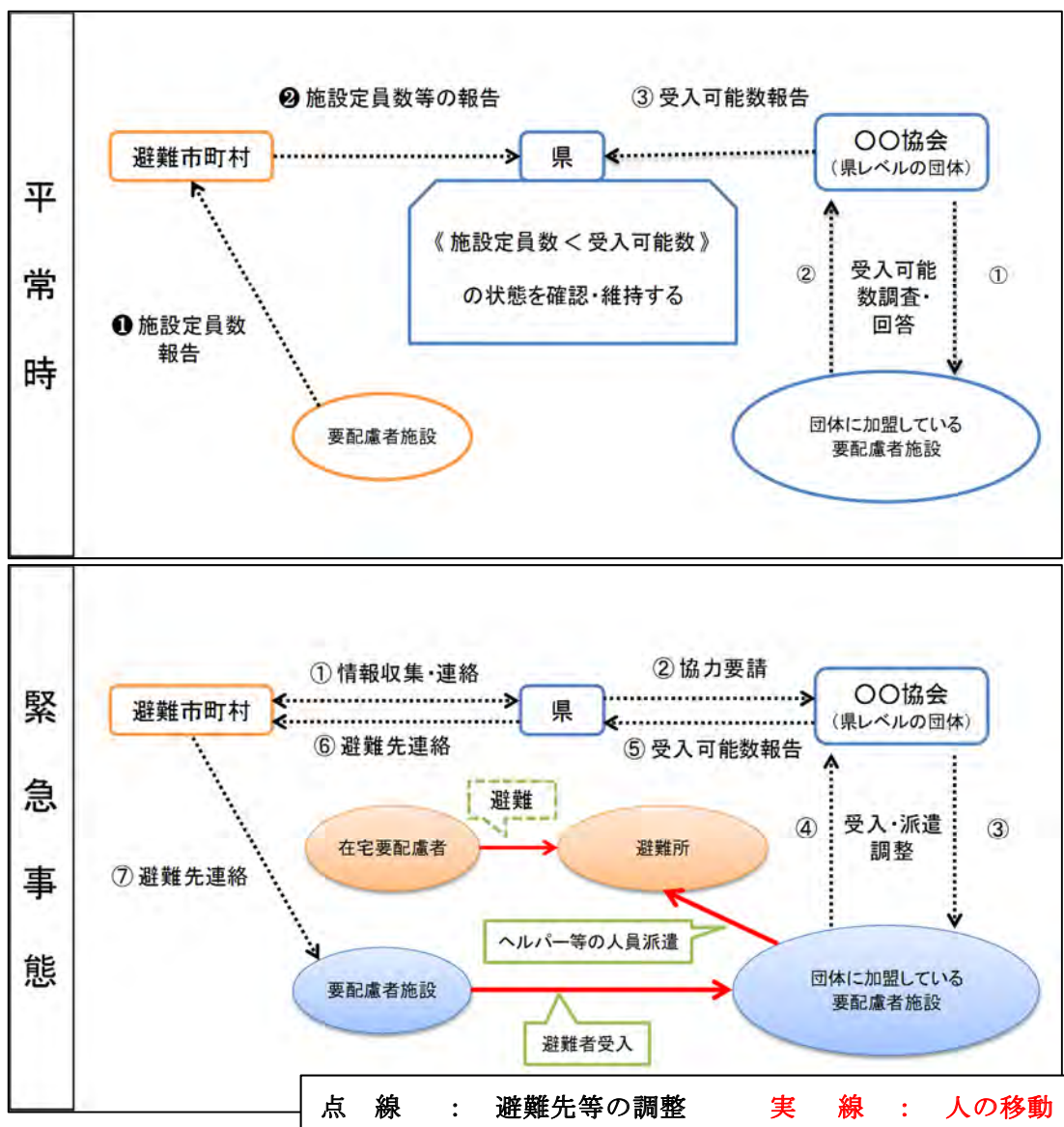
【即時避難区域（PAZ）における対応のイメージ】



(2) 県と福祉団体等の協力・調整

- 平常時において、県は、市町村とともに福祉団体等と協力して、対象地域内の要配慮者が避難できる施設を確認する。
- 緊急事態において、県は、福祉団体等と協力して避難先及び介助要員を確保する。また、県は、避難先となる施設を市町村に連絡する。
- 県と福祉施設団体は、災害等の緊急事態において下図のように要配慮者の避難先を調整。

《協力・調整イメージ図》



関係個別マニュアル等

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成の手引き
- ・ 県立病院の避難計画

(3) 園児、児童、生徒等の避難について

学校等（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、保育所及び認定こども園）は、保護者への引渡しを原則とし、帰宅できない者がいる場合は、園児、児童、生徒等の安全確保を図るため、県及び関係市町村の指示等に従い、各学校等の避難計画等に基づき避難、屋内退避等を行う。

関係個別マニュアル等

- ・ 医療機関及び社会福祉施設等における「原子力災害避難計画」作成の手引き
- ・ 原子力災害に係る学校の危機管理マニュアル作成の手引き